

清水町手数料徴収条例（平成12年清水町条例第4号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			
別表（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	名称	手数料の額等	
(略)			
住民基本台帳法に基づく戸籍附票の全部又は一部の写しの交付	戸籍附票の全部又は一部の写しの交付手数料	1通につき	300円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	個人番号カード 1枚につき	800円
(略)			

改正前			
別表（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	名称	手数料の額等	
(略)			
住民基本台帳法に基づく戸籍附票の全部又は一部の写しの交付	戸籍附票の全部又は一部の写しの交付手数料	1通につき	300円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	通知カードの再交付手数料	通知カード 1枚につき	500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	個人番号カード 1枚につき	800円
(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。